

意見書

平成 24 年 7 月 6 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部料金サービス課 御中

郵便番号 163-8019
(ふりがな) とうきょうとしんじゅくくにししんじゅく
住 所 東京都新宿区西新宿三丁目 19 番 2 号
(ふりがな) ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしきがいしゃ
氏 名 東日本電信電話株式会社
やまむら まさゆき
代表取締役社長 山村 雅之

「ブロードバンド普及促進のための環境整備に係るガイドラインの策定等に関する意見
募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(案)

1 ガイドラインの目的等

ガイドライン (案)	当社意見
<p>(1) ガイドラインの目的</p> <p>電気通信事業は、国民生活や産業経済活動に必要な不可欠な通信サービスを提供する事業であって、高い公共性を有している。同時に、ある電気通信事業者（以下「事業者」という。）のネットワークが他の事業者のネットワークと様々な形で接続されることによって、利用者が総合的かつ多彩なサービスの提供を受けることができるという性質を有している。</p> <p>このようなネットワークの公共性・重要性に鑑み、ネットワーク同士の円滑な接続を確保することは重要な政策課題となっており、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）第32条においては、ネットワークを有する事業者は、原則として、その設置する電気通信回線設備との接続に関する他事業者からの請求に応じなければならないとされている（接続応諾義務）。</p> <p>なお、第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する事業者（以下「指定事業者」という。）に対しては、上述の接続応諾義務に加え、そのネットワークの有する不可欠性又は接続協議における優位な交渉力に鑑み、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続に関する協定（以下「接続協定」という。）を締結・変更してはならない義務が課されている。</p> <p>接続協定は、累次の規制緩和により、認可・届出といった事前規制が廃止されており、双方の合意のみで効力を生じるものとなっている。なお、事後的</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図る」とする本ガイドライン案の趣旨に賛同いたします。 ・ IP・ブロードバンド時代においては、電話の時代とは異なり、他事業者は、ルータ等の局内装置を自ら設置し独自のネットワークを構築して、お互いのお客様同士が相互に通信を行うために、同じ立場での相互接続を行っており、相互に接続料を支払い合う関係となっています。 ・ そのような関係においては、他事業者が当社のネットワークに接続する場合と同様に、他事業者のネットワークに接続することが、当社を含む相手方事業者にとっても事業展開上不可欠であり、接続協議が遅延・停滞したり、不当に高額な接続料が設定された場合、その事業展開に重大な支障をきたすこととなります。 ・ 実際に、一部の固定電話事業者の設定する接続料がひかり電話接続料よりも高額となる逆ざや問題が発生し、さらにその影響額は年々拡大している状況にあり、当社としては、当該接続料の妥当性を判断すべく、協議等で具体的な算定根拠の提示を再三求めておりますが、当該事業者からは全く応じていただけない状況にあります。 ・ 今回、本ガイドライン案に事業者間協議のプロセスや接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等が示されたところですが、実際の事業者間の協議の場でも適切に運用されるよう、総務省殿において遵守状況を注

ガイドライン (案)	当社意見
<p>な担保措置として、業務改善命令や接続等に係る総務大臣裁定等が整備されている。</p> <p>このような状況にあつて、我が国における近年の環境変化に着目すると、インフラ・ネットワーク面では、メタル回線から光ファイバへ、交換機を中心に構築されていたPSTN（電話網）からNTTの次世代ネットワーク（NGN）をはじめとするルータやサーバによって構成されるIPネットワークへ移行が進んでいる。また、無線系では、LTEに代表されるモビリティ・通信品質等に優れた携帯電話系システムと、WiMAXに代表される高速性・コスト面等で先行する無線アクセス系システムの双方が発展を続けている。この結果、事業者のネットワーク同士の接続形態は、固定・移動の垣根を越えて、多様化・複雑化している。</p> <p>接続協定の締結に当たっては、上述の規制緩和がなされた趣旨を踏まえると、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件（以下「接続料等」という。）に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景として、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例が発生しており、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。このように事業者間協議による合意の形成が円滑になされない場合には、公正競争の確保が十分になされないおそれがあり、ひいては利用者利便が損なわれる可能性がある。</p> <p>本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議のプロセス及び事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化す</p>	<p>視いただきたいと思います。また、仮に、遵守されていない場合には、必要に応じて、適時適切な見直しを講じていただきたいと思います。</p>

ガイドライン（案）	当社意見
<p>るものである。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。</p> <p>なお、本ガイドラインは、上述のような事前規制の緩和・廃止がなされた経緯を踏まえ、新たな事前規制の導入を意図するものではない。また、本ガイドラインは、従前より事業者間協議が円滑に行われており、当事者間で特段その方法を変更する必要性を認識していない場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。</p>	
<p>(2) ガイドラインの対象</p> <p>本ガイドラインは、固定通信事業者と移動通信事業者、指定事業者と指定事業者以外の事業者（以下「非指定事業者」という。）等の別を問わず、全ての事業者を対象として、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すものである。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議については「第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン」（平成22年3月策定）を、移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」（平成14年6月策定）を、それぞれ併せて参照すること。</p> <p>なお、指定事業者は、認可又は届出がなされた接続約款によらなければ他事業者との接続協定を締結・変更してはならないとされているが、接続約款の認可申請又は届出に先立って十分な事業者間協議が行われることは、その後の接続協定の締結又は変更に係る協議の円滑化の観点から望ましい。ただし、協議の結果合意に至らなかった場合であっても、指定事業者は認可申請や届出を行うことは可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上述のとおり、現在の相互接続形態は、指定・非指定事業者の別を問わず、同じ立場で相互接続を行っており、相互に接続料を支払い合う関係となっていることから、「全ての事業者を対象」とする本ガイドライン案の趣旨に賛同いたします。

2 事業者間協議のプロセス

ガイドライン（案）	当社意見
<p>② 協議のスケジュール</p> <p>事業者は、接続協定を締結又は変更しようとする場合、例えば、接続料の水準のみを変更する場合であれば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法、算定根拠について十分な協議が行える期間を確保する等、その適用予定時期に鑑みて十分な協議が可能な期間を確保して、協定案の内容を接続事業者へ通知し、事業者間協議を開始することが望ましい。</p> <p>接続料算定に係る業務の都合等により具体的な料金額の変更案の提示からその適用までに十分な期間を確保することが困難な場合は、例えば、接続料の算定に当たっての考え方や算定方法を先行して提示する等の方法により、当事者間における予見性の確保と円滑な協議の実施に努めることが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、一部の事業者については、会計年度の年度末になるまで、当該事業者からその年度に適用する接続料水準の提示をいただかず、事業の予見性を十分確保できないほか、その会計年度内に適正性の検証を行う期間も十分に確保できない状況となっています。 ・ したがって、当該の事業者においては、本ガイドライン案に則り、その妥当性の検証に係る協議が可能な期間を十分に確保できるよう、早期に接続料水準や算定の考え方、算定根拠等の提示を行う必要があると考えます。

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

ガイドライン（案）	当社意見
<p>(1) 基本的な考え方 音声通話に係る接続のように、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、事業者間協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないよう留意することが適当である。</p> <p>(2) 情報開示の方法等 上記の基本的な考え方から、上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について当事者間で十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、必要に応じ、当事者間で守秘義務を課すなどの措置を講じた上で、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行うことが望ましい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本ガイドライン案の「双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示」の考え方について賛同いたします。 ガイドライン案にある通り、各事業者がそれぞれネットワークを構築し、双方の利用者同士が相互に通信を行うためにネットワークと接続する場合には、相互に接続料を支払い合う関係に立つことから、求めがあれば、一方の事業者が開示している情報と同程度の範囲において、他方の事業者も説明責任を果たすべきと考えます。 ・ 当社は、電気通信事業法等の関係省令の規定に従い、接続会計や接続料の算定根拠等の作成・公表を行っており、また、接続料に関する事業者説明会を開催するなど、接続料の水準・算定に係る適正性・透明性の確保に努めているところです。 ・ 今回、ガイドライン案で示されたように、当社より求めがあれば、相手方は合理的な理由なく差が生じないよう情報開示をすべきであり、少なくとも、当社と比べ接続料が高止まりし、その格差が協議事項となっている場合、当該事業者は当社と同程度の算定根拠を必ず提示いただき、合理的な説明を行っていただくことが必須と考えます。 なお、それでも情報開示をいただけない場合は、総務省殿において、こうした事業者の接続料について透明性を確保し、適正性を検証できるよう、算定根拠に係る情報開示の程度を更に高めるための必要な措置を講じていただきたいと思います。

4 接続に必要なシステム開発等

ガイドライン (案)	当社意見
<p>(1) 基本的な考え方</p> <p>事業者間でネットワーク同士の接続を行うに当たり、接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改や、接続に際して必要となる機能を具備するための網改造が発生する場合がある。</p> <p>このようなシステム開発等は、その性質上、多くの場合、コストの負担、技術的な仕様への対応、システムの仕様に合わせた業務フローの構築等が必要となるため、ネットワーク同士の接続を行う事業者双方に影響を与える。このため、これらのシステム開発等に当たっては、その機能や仕様、コスト負担の方法等が一方の当事者によって独自に決定されるべきものではなく、当事者間の協議を踏まえることが望ましい。</p> <p>(2) 接続の申込み等に係るオペレーションシステムの開発・更改</p> <p>上記の基本的な考え方から、接続の申込み等に係るオペレーションシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取することが適当である。また、接続事業者から求めがある場合には、当該システム開発の必要性や費用対効果、仕様の合理性等について、十分な説明を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当社としては、これまでも接続事業者の利用するシステム開発を行う場合は、接続を要望する事業者のご要望を十分にお聞きしながら、その機能や仕様、費用の負担方法について十分な説明を行ってきたところです。また、これに加えてシステムの利用に必要な改修内容の説明や情報開示をより充実させる観点から、 <ol style="list-style-type: none"> ① 接続事業者のご意見・ご要望を考慮のうえ、システム改修内容を検討するため、年2回、意見交換会を実施すること ② システムの運用開始予定時期の原則約6ヶ月前までに、運用手続きの変更内容についてご案内すること <p>の新たな取組みを実施することについて、今年5月30日に接続事業者へ当該内容をご説明し、同日、第1回目の意見交換会を実施したところです。</p>

ガイドライン（案）	当社意見
<p>(3) 接続に際して必要となる網改造</p> <p>① 網改造費用の検証 事業者間協議において接続に必要な網改造の内容や費用が争点となった場合には、総コストのみを提示するのではなく、細分した機能ごとのコストを提示するなどし、必要な機能の取捨選択ができるようにすることが適当である。また、金額の検証に客観性を確保するとともに、当事者間で守秘義務を課すなど必要な措置を講じた上で、その内訳について可能な限り相手方に情報開示することが望ましい。</p> <p>② 網改造費用の案分方法等について 複数事業者がネットワークを接続する際、必要となる機能を具備するための網改造を行う場合、システムの仕様や費用負担の案分方法の決定に当たっては、関係事業者間で十分な協議を行うとともに、各事業者の意見を可能な限り反映することが望ましい。その際、例えば、利用の程度（トラヒック比等）が少ない事業者や必要な性能が限定的な事業者にとって著しく不合理なシステムの仕様や費用負担の案分方法が採用されることのないよう留意することが適当である。</p>	